

平成 31 年度・第 6 回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 2 月 17 日 (月)
2. 開催日時 令和 2 年 3 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合事務局会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

理事の数 12 名 内出席理事 10 名 (議場に出席)

監事の数 2 名 内出席監事 2 名 (議場に出席)

5. 出席理事の氏名

高橋一則 柳 漢成 桜井 真 杉本信夫 永山恵治 山内清司

伊藤樹里 跡治志郎 橘 明 柏木信耶

6. 出席監事の氏名

門田祐也 柳 成浩

7. 議長の氏名

理事長 高橋一則

8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

該当なし

9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 経常利益 (1、2 月分) に関する件<報告事項>

事務局より下記のとおり、令和 2 年 1 月及び 2 月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について、詳細に説明がなされた。

1 1 月分、検定書類、確認証紙の発給状況

| 区 分 | 検 定 書 類 | | | 確 認 証 紙 | | |
|--------|---------|-----|--------|---------|-----|--------|
| | 検 定 | 認 定 | 計 | 検 定 | 認 定 | 計 |
| 当月受案件数 | 3,559 | | 3,559 | 5,196 | | 5,196 |
| 前年同月 | 3,470 | | 3,470 | 4,853 | | 4,853 |
| 増 減 率 | 2.6% | - | 2.6% | 7.1% | - | 7.1% |
| 年度累積 | 38,170 | | 38,170 | 56,149 | | 56,149 |
| 前年同期累積 | 37,419 | | 37,419 | 53,327 | | 53,327 |
| 増 減 率 | 2.0% | - | 2.0% | 5.3% | - | 5.3% |

2 1 月分、経営状況

○ 1 月単月の営業損益

| | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|----------|
| a 営業損益 | | | | |
| 売上総利益 | 12,926,091 | | | |
| | | 販売費及び一般管理費 | 13,237,857 | -311,766 |
| b 営業外損益等 | | | | |
| 営業外収益 | 379,118 | 営業外費用 | | |
| 貸倒引当金戻入 | | 特別損失 | | |
| | | 法事税、住民税、事業税 | | 379,118 |
| 当月純利益(a+b) | 13,305,209 | - | 13,237,857 | 67,352 |

○ 1月単月の当期純利益(累計)

| | | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|--------------------|-------------------|
| a営業損益 | | | | |
| 売上総利益 | 141,266,002 | | | |
| | | 販売費及び一般管理費 | 115,450,905 | 25,815,097 |
| 前年同月 | 121,018,682 | | 151,721,940 | -30,703,258 |
| 差し引き | 20,247,320 | | -36,271,035 | 56,518,355 |
| 増減率 | 16.7% | | -23.9% | -15.9% |
| b営業外損益等 | | | | |
| 営業外収益 | 4,770,964 | | | |
| | | 営業外費用 | | |
| 貸倒引当金戻入 | | 特別損失 | | |
| | | 法人税、住民税及び事業税 | 918 | |
| | | | | 4,770,046 |
| 当期純利益(a+b) | 146,036,966 | - | 115,451,823 | 30,585,143 |
| | | | 前年同月 | -21,815,456 |
| | | | 差し引き | 52,400,599 |
| | | | 増減率 | -240.2% |

3 2月分、検定書類、確認証紙の発給状況

| 区分 | 検定書類 | | | 確認証紙 | | |
|--------|--------|----|--------|--------|----|--------|
| | 検定 | 認定 | 計 | 検定 | 認定 | 計 |
| 当月受理件数 | 3,270 | | 3,270 | 4,863 | | 4,863 |
| 前年同月 | 3,714 | | 3,714 | 5,241 | | 5,241 |
| 増減率 | -12.0% | - | -12.0% | -7.2% | - | -7.2% |
| 年度累積 | 41,440 | | 41,440 | 61,012 | | 61,012 |
| 前年同期累積 | 41,133 | | 41,133 | 58,568 | | 58,568 |
| 増減率 | 0.7% | - | 0.7% | 4.2% | - | 4.2% |

4 2月分、経営状況

○ 2月単月の営業損益

| | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------|------------------|------------------|
| a営業損益 | | | | |
| 売上総利益 | 11,773,436 | | | |
| | | 販売費及び一般管理費 | 9,539,897 | 2,233,539 |
| b営業外損益等 | | | | |
| 営業外収益 | 664,836 | 営業外費用 | | |
| 貸倒引当金戻入 | | 特別損失 | | |
| | | 法事税、住民税、事業税 | | 664,836 |
| 当月純利益(a+b) | 12,438,272 | - | 9,539,897 | 2,898,375 |

○ 2月単月の当期純利益(累計)

| | | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|--------------------|-------------------|
| a営業損益 | | | | |
| 売上総利益 | 153,039,438 | | | |
| | | 販売費及び一般管理費 | 124,990,802 | 28,048,636 |
| 前年同月 | 136,318,001 | | 163,942,472 | -27,624,471 |
| 差し引き | 16,721,437 | | -38,951,670 | 55,673,107 |
| 増減率 | 12.3% | | -23.8% | 1.5% |
| b営業外損益等 | | | | |
| 営業外収益 | 5,435,800 | | | |
| | | 営業外費用 | | |
| 貸倒引当金戻入 | | 特別損失 | | |
| | | 法人税、住民税及び事業税 | 918 | |
| | | | | 5,434,882 |
| 当期純利益(a+b) | 158,475,238 | - | 124,991,720 | 33,483,518 |
| | | | 前年同月 | -21,815,456 |
| | | | 差し引き | 55,298,974 |
| | | | 増減率 | -253.5% |

第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

- I 1月21日開催、東北遊商・第5回機械流通委員会
(ホームページ掲載につき省略)
- II 1月23日開催、東北遊商・第4回社会貢献委員会
(ホームページ掲載につき省略)
- III 1月24日開催、全商協・第5回機械流通委員会

山内副委員長より、次のとおり説明がなされた。

1 ホール取扱主任者の役割拡充について

(1) 令和2年3月1日以降の書類の作成業務等について

中古機流通協議会より、令和2年3月1日以降以下の書類の作成業務等についてホール取扱主任者が、管理者の代行として行うことができる文書が発出(令和2年1月17日付東北遊商発第6号)された。

- ① 「中古遊技機確認書」の作成及び署名
- ② 中古遊技機の点検確認時の立会い及び「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書(正)(副)」への署名・押印
- ③ 中古遊技機の受領又は保全措置を解除した際の「保管・納品確認書」への署名
- ④ 「認定申請 遊技機点検確認依頼書」の作成及び押印
- ⑤ 認定遊技機の点検確認時の立会い及び「認定申請 ぱちんこ遊技機等点検確認済書」への署名・押印

(2) 上記①～⑤の書類作成システムの改修について

システム改修について、1月27日に開催される定例理事会へ上申し、了承が取れば改修の依頼を行う。アタリ社より、作業期間は約1週間と聞いている。リリースのタイミングは2月中旬頃を予定している。

(3) 諸問題について

- ① 令和2年3月1日以降に、従来の別記様式で提出された場合、寛大な対応が全日遊連より願われており、後日対処策の通知を行う。
- ② 遊技機取扱主任者証で、法人名だけの場合及び、どの様な形で確認しなければならないのかとの意見があり、日遊協へ問合せし結果を報告します。
- ③ 「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書(正)(副)」の署名は、管理者が記名・押印をした際は、管理者に管理者番号を記入いただく。また、ホール取扱主任者が記名・押印をした際は、ホール取扱主任者の遊技機取扱主任者番号を記入いただく。

- ④ 同一店舗で、複数名のホール取扱主任者がおり、複数台の受渡書をいただく際は、複数のホール取扱主任者より記名・押印等をいただけることを認める。

2 設置外「認定機」の部品供給について

- (1) 日工組より、設置外認定機への部品供給についての概要・条件・対象機種・対象外の部品についての詳細表(案)並びに詳細フローをいただいた。なお、周知は2月7日以降から可とするが、それまでの期間は非公開とすること。との注意がなされている。設置外認定機への部品供給についての概要等は下記のとおり。

(概要)

現在、設置外検定機への部品供給を行っているが、設置外認定機については部品供給を行っていない。ホール団体からの要請を受けて、条件を満たせば、設置外認定機についても部品供給を行うこととした。

(条件)

- ① 当該遊技機が地区遊商／回胴遊商に機歴報告がなされている認定機であること。
- ② 当該遊技機が故障部品を交換することにより、検定を受けた型式と同一の状態になること。
- ③ 製造業者の部品供給先は、1次販社／代行店であること。
- ④ 当該遊技機の設置先となる営業所が決まっていること。
- ⑤ 「設置外認定機部品発注書兼確認書」に、地区遊商／回胴遊商の管理番号／確認番号が付与されていること。
- ⑥ 部品が当該遊技機に使用され、部品取付は遊技機取扱主任者が行うこと。
- ⑦ 当該遊技機の設置時に、販売業者に所属する遊技機取扱主任者が点検確認を行い、「設置外認定機部品交換確認書」を作成すること。
- ⑧ 作成後の「設置外認定機部品交換確認書」について、営業所は写しを所轄警察署へ提出すること。
- ⑨ 地区遊商／回胴遊商は、適切に部品交換の確認がなされたことを製造業者に報告すること。

(対象機種)

- ・ぱちんこ遊技機は、設置外検定機に準ずる
- ・回胴式遊技機は「新基準に該当しない遊技機」及び「高射幸性遊技機」以外の機種

※ 部品の供給については、部品在庫のあるものに限る

(対象外の部品)

設置外検定機に準ずる

(開始時期)

2020年4月1日より順次開始

(2) 全商協(案)として、設置をした際に 27 項目点検確認を確認したうえでの、適正な料金として中古移動時にかかると同等額を頂けるよう回胴遊商と打合せをする。

(3) 質問・確認事項

- ① 委員より、部品が複数の場合別紙があるのか、また、確認印が複数名になっても可能なのか。
- ② 詳細フローの、12→13・15→16 で送付となっているが、FAX またはメール送信に変更ができないのか。以上の質問事項を、委員長より日工組に確認する。
- ③ (現行) 設置外のぱちんこ遊技機への部品供給の運用一部改正について
日工組より、詳細フロー「設置外のぱちんこ遊技機への部品供給」ver. 1. 1 が提出されており、現行詳細フローの 1～5(書類作成業者・1次販社・地区遊商)の間で、「原本」による送付としていたが、令和 2 年 4 月 1 日より FAX またはメール送信とする改正報告を受けている。

3 管理遊技機について

日工組より、管理遊技機の市場への発売時期は、予定が遅れており令和 2 年 11 月頃になる見込みであると伺っている。なお、保証書の一部表記に変更があるので、システムの変更が関わってくる。

4 その他

(1) 保全措置用のビニール袋について

東北遊商から新たな業者の提案について、東北遊商よりその後の進捗問合せがあり、平成 30 年 11 月 14 日に開催された全商協第 6 回定例理事会で討議され、あくまでも機械流通委員会から出た意見として、途中経過の報告までで止まっているが、次回委員会で討議する。なお、委員長から各地区遊商での検証報告があがっており、3 単組は現行の物が良いと提出されている。また、警察庁へ全国統一した物(ビニール袋)を用いる報告をしているので、一部の単組だけが別の物を使用することはいかかなものかと思うとの発言があった。

(2) 書類作成システムについて

納品予定日カレンダー表記が 1 か月であるので、当月及び翌月があった方が使いかってよいのではないか。アタリ社に確認する。

IV 1 月 27 日開催、全商協・第 7 回定例理事会

高橋理事長より、次のとおり報告がなされた。

1 各委員会からの報告等に関する件

(1) 機械流通委員会に関する報告

① ホール取扱主任者の役割拡充について

既に、文書で案内済みであるが、3月1日以降よりホール取扱主任者の役割が拡充されることにより委員会において運用の確認をした。細かな運用方法は、まとめて案内を出す予定。その中で、ホール取扱主任者がその店舗の所属であることを、取扱主任者証で確認する時に、法人名しか書いておらず、店舗名が書かれていないケースがあるので、どうやって確認すれば良いか日遊協に問合せを行い、回答が出しだい通知される。

また、以前書式の改正について、QRシステムの修正で費用15万円がかかることを説明していた件、正式な見積もりが提出され理事会において承認された。改修に約1週間要し、システムのリリース日は余裕を見て2月中旬頃の予定。

② 設置外認定機への部品供給について

1月22日に日工組の営業業務委員との打ち合わせで最終案を確認された。

ミスがなく運用されているということで、原本送付を行っていた箇所の一部をFAX又はメールでも認めてもらえた。運用中の設置外検定機への部品供給でも同様に緩和をしていただけた。

本件は、日工組から所属組合員(メカ)へ2月7日に案内をするということなので、それ以降に各地区でも説明会を開いていただき、日程が決まれば全商協事務局へ連絡いただきたい。

また、本日1月27日に、回胴遊商と費用に関して打ち合わせ、回胴遊商と合意に至ったことにより、全日遊連へ投げかけます。

(林会長) 金額は、ホールへ赴く労働の対価としていただきたい。

※(開始時期) 2020年4月1日より順次開始

③ 管理遊技機について

現在、システムに関して日工組と打ち合わせを行っています。管理遊技機の発売は11月を予定しているようで、当初の想定よりだいぶ伸びています。製造番号の頭に管理遊技機であるものとして、「M」を付けてもらいたいと言われています。今後も打ち合わせを重ねていくので、また報告させていただきます。

④ その他

- i 中古遊技機取扱業務実施要領の第9条(確認証紙の貼付)第2項に「発行者の地区遊商」や「再発行」と書かれている部分について、発行者はあくまでも全商協で、発行後に、地区遊商へ確認証紙を送っている。

また、遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領の第6条(確認証紙(認

定申請用)の貼付等)第2項には「所属する販売業者を通じて地区遊商」とも書かれている。

この部分に関して、日遊協の堀内専務理事より、変更した方が良いのではと指摘があったことの報告がありました。その件について、回胴遊商及び、日遊協と検討し、(全商協)池田顧問弁護士にも確認してもらったところ、改正することになった。今後、中古及び認定の要領を変更する必要が出てきた時に合わせて改正される。

- ii セキュリティーシールと遊技機包装用ビニールに関し、平成30年の秋に検証を行いました。3単組で現行の方が品質が良いという結果でした。独自に業者を選定しても問題ないかと質問があったので、委員会で確認をしました。

全商協としては、8地区で統一されたビニール及びシールを使用し管理していると警察庁にも説明しているため、各単組ばらばらで動かないようにしてもらえればと思います。本件は、より良い業者があるかもしれないので、継続審議とした。

(2) 社会貢献委員会に関する報告

オレンジリボン運動のポスターコンテストについて、オレンジリボン運動の事務局より、来年度についても協賛のお願いがあった。協賛金は30万円となり今年度に引き続き協力を行いたい。理事会満場一致により承認された。

2 12月の会計報告に関する件

12月の収入合計額は22,757,278円、支出合計額が8,406,948円、差引14,350,330円の黒字であった。また、2019年度の累積収入合計が174,005,846円、累積支出額が150,205,132円、差引23,800,714円の黒字であることの会計報告がなされた。

3 12月度確認証紙の発給状況について

12月度の確認証紙の発給枚数は68,974枚。前月比1,056枚増であった。

4 当面の諸問題に関する件

(1) 第5回日遊協定例理事会の報告

- ① 最初に「新規入会会員の承認に関する件」について審議が行われ、正会員として「株式会社ロタ」、賛助会員として「AdiCal Global(アディカルグローバル)株式会社」より申し込みがあり、異議無く承認された。
- ② 堀内専務より、パチンコ・パチスロ産業21世紀会で審議をしていた「パチンコ依存問題対策基本要綱」と「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」が昨年12月27日に制定・施行されたと報告があった。また、浜田常務からは、自己申告・家族申告プログラムの導入状況について報告があり、2019年12月

末時点での導入店舗数は3,671店舗、その内、日遊協の会員店舗数は1,605店舗で、導入率は92.5%と高い比率となっていると報告があった。

- ③ 大久保副会長より、昨年12月2日に行われた中古機流通協議会の報告があり、「高射幸性回胴式遊技機の設置比率が15%を超える営業所に対する措置について」その内容等の説明があった。
- ④ 遊技産業の今後の政治活動について、各理事から意見が述べられ、全商協からは「政治家とは当選した方である。そういった当選した方達との付き合い方は分かっているし、お付き合いもしている。しかし、自分達が当選をさせようとする経験は無い。初めて当選させようと思って投票に行ったが、人と人との連携は中々取れないものだと初めて体験した。ほとんどの方は、政治家という方を良くご存知だと思う。しかし、政治家にするという事は未体験だったと思う。そこが我々の一番足りない部分だったのではと思う」との発言や、「我々、業界の意見が世論からすると誤解を招きやすい事があると思う。きちんとした代表を選び、時間も使いながら、適切な活動をした上で結果が結び付けるような方向に協力したいと思う。我々としても活動時間が無かった部分もあるし、少し誤解をした上で動いていた部分もある。全商協としては、今後、結果に結びつくような協力ができるように考えていきたいと思う」と発言を行なった。

(2) 組合運営に関わる課題や懸案事項問題点等に関する意見交換会報告(1月17日開催)

① 組合員資格に関する懸案事項・問題点等について意見交換について

組合員資格については、各地区遊商がホール関係会社の資本が、新規加入や代表者変更の際に、M&Aや株式譲渡により入ってくることを懸念しており、各地区遊商で行っている新規加入への対応や代表者変更における条件を報告頂き意見交換をした。地区遊商では、様々な対応をしてホール資本の流入を防ぐ手段を講じているが、立証や当該販社のとの紐づけをチェックするには限界があり、危惧している意見が多かったです。この件につきましては、次回以降、各地区遊商の新規加入、譲渡、代表者変更等の条件の一覧表を作成し、全商協を含めた顧問弁護士の協力を得ながら、改善策を考え、組合員の商圏を守るために意見交換を実施していく予定です。

② その他の懸案事項、問題点等の協議について

取扱主任者の副業や業務負担軽減について、廃棄台処理についてなどの問題を協議した。業務負担軽減の中では、北海道から日曜日の納品点検作業を実施しない事例や、千葉県で今後対応される予定の変更承認申請等の軽減化の情報が挙がり、意見交換を行った。詳細は後日お送りする議事録で、ご確認頂ければと思います。

③ 「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書(正)(副)」の授受について

北遊商より挙げた「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書(正)(副)」の授受に関する意見は、機械流通委員会で協議をお願いしました。

(3) パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会の報告(1月20日開催)

- ① 2020年度パチンコ・パチスロ依存問題フォーラムのプログラム(案)について
前回の全商協理事会でも報告した通りとなり、変更点はない。今後も、RSNの西村代表と21世紀会事務局の全日遊連が、継続協議し詳細を詰めていく。
- ② ギャンブル等依存症問題啓発週間及びパチンコ・パチスロ依存問題フォーラムのポスターとチラシの選考について
3社よりデザイン案が提示され、多数決による選考が行われた結果、(株)バグジー社の案が賛成多数により決定した。採用された(株)バグジーには、デザイン費として税別20万円が支払われ、不採用だった2社にもコンペ参加費として税別5万円を支払う事が併せて確認された。なお、採用されたデザイン案で、軽微な文言の修正や、色の濃淡等の微調整については、全日遊連に一任された。
- ③ フォーラムで予定している映像等による業界における依存対策の取組状況について、映像の内容構成(案)について
全日遊連事務局より、各都道府県行政においても、ギャンブル等依存症対策を進める事が求められており、今後、依存症対策に関する会合等が開かれると思われる。そのような会合で、この映像が使用できるように制作を進めたいと説明があった。なお、制作は業者に依頼するため、制作費として概ね70万円前後を予定しており、詳細については、次回の実行委員会で改めて提示したいと併せて説明があった。

(4) 六団体代表者会議の報告

- ① 警察庁からの東京2020オリンピック期間中の「入替自粛」について
警察庁から、各公安委員会においても入替自粛要請は行わない。それぞれ、7・8・9月等「検定機及び認定機の満了」を迎える遊技機が毎月出てくる状況化であるので、粛々と入れ替えを行ってほしい。仮に、各所轄の状況によって満了日前にとの話があった際は、期日を守ってすべて入れ替えをして欲しいと警察庁より話を伺っている。また、全日遊連より、検定機・認定機の満了日の月別・機種別一覧表をいただいているので後日送ります。なお、一覧表は慎重に取り扱うよう指示されている。
- ② ホールからのATM撤去について
ギャンブル等依存症問題に関わることであり、今後も継続審議される。

5 次回、組織委員会及び理事会開催日程について

3月11日(水)13時30分から組織委員会を全商協会議室にて行い、同日定例理事

会を14時30分からTV会議にて執り行う。なお、事案によっては、急遽2月に開催する可能性もある。

V 2月12日開催、東北遊商・第6回機械流通委員会
(ホームページ掲載につき省略)

VI 2月26日開催、全商協・第6回機械流通委員会

山内副委員長より、次のとおり報告がなされた。

1 ホール取扱主任者の役割拡充について

令和2年3月1日以降、書類の作成業務等について、ホール取扱主任者が管理者の代行として行うことができるよう運用が開始される。後に、事案があった際は全商協へ問合せしていただき、回胴遊商と討議を行い統一した回答をすること。

なお1月15日より、一部の全日遊連組合員が新書式を用いて運用を行っている。については、新様式で中古移動申請時に提出された「中古遊技機確認書」の確認日を、1月15日を基準とし受け付ける。よって、1月15日以前の場合は不可とすることが承認された。

委員より、3月1日以降に旧書式を用いて管理者名が記入されていた様式で提出された場合の対処方法はとの問いがあり、可とする報告があった。旧様式で提出した管理者へ、今後は改正後の様式で提出するよう説明をすること。

2 設置外「認定機」の部品供給について

(1) 料金について

設置をした際に27項目点検確認をしたうえでの作業費用は、「基本料金」として中古の移動に準ずる金額をいただくこととする。

全商協として、諸般の情勢を勘案し通知は行わないので、組合員からホールへ伝えるよう指導すること。

なお、設置外認定機の部品供給に係る請求については、中古書類以外として単体で請求ができる。

(2) 関西遊商からの質問内容について

関西遊商より質問があり、内容については下表のとおり。

| No. | Q & A |
|-----|--|
| Q1 | 設置外認定機部品発注書兼確認書について、中古の際と同様の考え方になるのか？ 「書類作成業者の項目はPC入力を基本とする」、「依頼日はPC入力不可とする」、「1次販社が所属する組合に提出する」、「1次販社と組合員は同一でも該当部分に会社名を全て記入する」、「交換部品名はメーカーの名称で記入」、「設置元・先ホール名は打刻申請書類と同じ名称で記入」、「シャチハタはNG」を始め、基本的に中古の際の注意点と同じように考えてよろしかったでしょうか。 |
| A1 | 中古と同様に運用してもらいたいと日工組から指示されています。 |
| Q2 | 設置元・設置先が同じでもOKか？ 再設置する場合は、設置先と設置元に同じホール情報を入力することでよろしかったでしょうか。 |

| | |
|-----|---|
| A2 | 同じホール情報を入力してください。 |
| Q3 | 越境は可能か？ 設置先ホールが他地区遊商の管轄であっても、所属組合に書類を提出して部品を取り替えることはできると考えてよろしかったでしょうか。 |
| A3 | 中古の時にも同様のケースがあり、その際は個社判断となったので、製造業者に確認してください。 |
| Q4 | 確認書の依頼者情報（営業所）の営業者名の㊟は代表者印でよいか？ 「営業者名（法人においては代表者名も記入）」とありますが、㊟は売買契約書に使用する印鑑でよろしかったでしょうか。 |
| A4 | 法人印を押してください。 |
| Q5 | 年の記入に制限があるのか？ 西暦 or 和暦の記入制限はありませんか。 |
| A5 | 中古と同様に西暦をお願いします。 |
| Q6 | 最終的に1次販社が保管する原本について、朱肉による押印されている状態のものは、「㊟交換点検・点検確認」の個人㊟のみの認識でよいか？ 多くの部分をFAX or メールで行なうようになります。そうしますと赤色㊟の状態は販社の取扱主任者の点検確認㊟のみになるとは思います。相違ありませんか？ |
| A6 | 最後の段階で朱肉が押されたものを原本とします。 |
| Q7 | 訂正について、設置予定日・開店予定日以外の修正は不可でよいか？ 中古の時と同様と考えてよろしかったでしょうか。また、その際の修正者が誰になりますか？ |
| A7 | 中古と同様に日付のみの修正をお願いします。また、修正者は書類作成業者の取扱主任者になります。 |
| Q8 | 確認者情報について、①故障部品確認の実施時期はいつになるのか？ フローチャートの【①～②】 or 【④～⑥】 or 【①～⑥】のいつの段階が作業期限になるのでしょうか。 |
| A8 | ⑥製造業者への部品発注依頼時までには、故障部品の確認をお願いします。 |
| Q9 | 確認者情報について、①故障部品確認・②部品交換作業が営業所だった場合、設置元・先等の制限はあるのか？ 認定ですので、ホールの委託倉庫に保管されている場合があります。設置元・先を問わずにホールの方が確認することができますが同一法人のホール取扱主任者でしたら問題ないと考えてよろしかったでしょうか。 |
| A9 | 同一法人のホール取扱主任者なら問題ありません。 |
| Q10 | 確認者情報について、②部品交換作業・③交換点検・点検確認は販売業者の場合は同一人物でよいか？ 販社が交換作業をする場合、ホール担当の取扱主任者が作業をすることが多くなるとは思います。その場合は、②と③が同一人物になることもあるとは思いますが問題ありませんか。 |
| A10 | 同一人物でも問題ありません。 |
| Q11 | 確認者情報について、②部品交換作業・③交換点検・点検確認は販売業者の場合は同タイミングに実施することが可能か？ 販社が交換作業をする場合、設置時に交換作業と点検確認をすることになるとは思います。問題ありませんか。 |
| A11 | 同じタイミングでも問題ありません。 |
| Q12 | 設置外認定機部品交換確認書について 左上の「殿」の宛先は製造業者名でよいか？ 左上の宛先は製造業者でよろしかったでしょうか。部品を依頼した営業所名や部品に関するセンター名ではないと考えてよろしかったでしょうか。 |
| A12 | 新流通制度で利用されている部品交換確認書と同様に、製造業者宛になります。また、右側の会社情報は点検確認実施会社になります。 |
| Q13 | 右上の日付はいつのなるのか？ 右上に日付を記入する欄がありますが、いつの段階の日付を記入するのでしょうか。 |
| A13 | 備考にあるとおり、点検確認を行った日付になります。 |
| Q14 | 点検確認日時・組合員点検確認者の署名・ホール氏名署名以外はPC入力でよいか？ 可能な限りPC入力したいと考えては思っていますが、点検確認日時・組合員点検確認者の署名・ホール氏名署名以外でPC入力してはいけない部分があれば教えて欲しいです。 |
| A14 | 署名に関する箇所以外は、原則PCで作成をお願いします。 |
| Q15 | 書類全般の事項として、訂正は可能か？ 記入ミス等があり訂正したい場合は、法人印 or 点検確認者印で修正は可能ですか。 |
| A15 | 新流通制度の部品交換確認書と同様に、訂正印での修正は可能です。 |

(3) 詳細フローNo.15 から詳細フローNo.16 について

(詳細フローNo.15) 地区遊商(組合)が「設置外認定機 部品発注書兼確認書

(写)」及び「設置外認定機 部品交換確認書(写)」を→(詳細フローNo.16)製造業者(メーカー)へ送付するとなっているが、発送費用は誰が負担するのかとの問いがあり、各単組の判断に委ねられた。

(4) 一次販社の取次手数料について

東北遊商永山機械流通委員長より、一次販社の取次手数料について質問があり、「設置外の中古ぱちんこ遊技機への部品供給」同様、各地区遊商で手数料を設定することが了承された。

(5) 設置外「認定機」部品供給の可否について

設置外「認定機」の部品供給は原則「最終設置元」が行え、移動した際に「認定申請遊技機点検確認依頼書」を提出することとなっている。もし、提出されていないければ組合並びにメーカーで機歴が追えないので、遊技機の部品供給は不可となる。機歴が追える遊技機に「限る」ことが確認された。

(6) 詳細フローNo.2 から詳細フローNo.3 について

(詳細フローNo.2)「設置外認定機 部品発注書兼確認書」に必要事項を記入し、「認定通知書(写)」と併せて地区遊商へ送付するについて、組合員はホールより依頼を受け「設置外認定機部品発注書兼確認書」作成するが、営業者から押印並びに故障部品を確認した氏名及び取扱主任者番号記載しなければならない。については「設置外認定機部品発注書兼確認書」をFAXまたはメールを用いてホールより記入・押印を頂き、(詳細フローNo.3)組合へ送ることが確認された。

(7) 詳細フローNo.3 の組合の確認事項について

(詳細フローNo.3)「設置外認定機 部品発注書兼確認書」「認定通知書(写)」、組合は組合員から依頼があった際は、機歴を確実に確認し必要事項を記入すること。

3 管理遊技機について

日工組とシステムについての打ち合わせを行なっている。

以前説明を受けた際の販売時期に変更があり、現状では11月の販売を予定しているとの事である。

これに併せて、管理遊技機と分かる標記として製造番号の頭に、アルファベットの「M」を付けてほしいと要望されている。今後の進行によっては、システムの変更も必要となるので、引き続き、日工組と打ち合わせを重ねていく。

VII 3月4日開催、東北遊商・第7回機械流通委員会

(ホームページ掲載につき省略)

VIII 3月11日開催、全商協・第9回定例理事会

高橋理事長より、次のとおり報告がなされた。

1 第125回中古機流通協議会の報告について

(1) 令和元年11月から令和2年1月分までの確認証紙発給状況について

・全商協確認証紙（中古用）発給状況

| 区分 | 販売 | | チェーン店移動 | | 前年対比 | |
|------|---------|---------|---------|---------|------|------|
| | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |
| 11月 | 16,179 | 27,043 | 26,888 | 40,589 | 99% | 100% |
| 12月 | 18,852 | 30,438 | 26,639 | 38,352 | 101% | 98% |
| 1月 | 14,073 | 23,071 | 26,849 | 38,975 | 102% | 104% |
| 年度累計 | 169,193 | 271,713 | 262,383 | 382,422 | 102% | 101% |

・全商協確認証紙（中古用のうち新基準機）発給状況

| 区分 | 販売 | | チェーン店移動 | | 新基準機対比 | |
|------|--------|---------|---------|---------|--------|-----|
| | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 | 件数 | 台数 |
| 11月 | 9,069 | 13,812 | 12,204 | 16,383 | 49% | 45% |
| 12月 | 11,955 | 17,913 | 12,592 | 17,113 | 55% | 51% |
| 1月 | 10,113 | 15,491 | 15,376 | 20,804 | 62% | 58% |
| 年度累計 | 78,427 | 116,899 | 94,995 | 264,506 | 40% | 37% |

(2) 設置外認定機の部品提供について

全商協から、各団体の了承が取れたので本年4月1日より、部品供給の準備が整った製造業者から順次開始することになったことと、作業費用に関しては中古機流通に準ずる金額をいただくことを報告した。

(3) 日電協賛助会員への加盟について

ネット(株)のグループ会社であるカルミナ(株)、(株)大都技研のグループ会社である(株)パオン・ディピー、(株)メーシーのグループ会社である(株)アクロスと(株)ユニバーサルプロスが賛助会員として加盟し、中古機流通を行えるようになった。

(4) 警察庁より旧規則機の廃棄に関して

今後、ホールの倉庫に保管され、設置されていないものが出てきた際に、処理ができないことを懸念しているため、ホールの倉庫にどれくらい台数があるか調査するべきではないかと発言があった。

2 機械流通委員会に関する報告について

(1) ホール取扱主任者の役割拡充に関する運用の最終確認について

3月1日よりホール取扱主任者の役割が拡充されるので、運用の最終確認をし、以下の運用を決定。

- ① 管理者並びにホール取扱主任者が各様式に署名をする際、氏名並び番号に誤りがあった場合の対応は、現行の後日書類の運用と同様に、「中古遊技機確認書」、「点検確認受渡書」の様式は、訂正を認めないこととする。「保管納品確認書」については、訂正印で訂正し再署名を認めることとする。
- ② 中古機流通協議会から各団体に文書が排出された日付が令和2年1月15

日なので、それより前の日付で新様式が提出された場合は、整合性が取れないので旧様式で再作成してもらおう。若しくは新様式で確認日等を令和2年1月15日以降の日付で再生再作成してもらおうこととする。

- ③ 柔軟な運用を行うと言うことで、「中古遊技機確認書」の確認日が令和2年3月1日以降の日付であっても、旧様式での受付を認める。ただし、販社からホールに対し、今後は新様式で提出するよう啓発することとする。
- ④ 「点検確認受渡書」及び「保管納品確認書」は、3月1日以降に作成する場合は、新様式で申請して貰う。ただし、2月29日以前に旧様式で作成した書類が、3月1日以降に後日書類として提出された際は、申請を受け付けることとする。また、ホール取扱主任者が署名する場合、管理者欄を修正して利用する。

(2) 設置外認定機の部品供給について

- ① 作業の際の費用に関しては、基本料金として中古に準ずる金額をいただくことを口頭で説明してもらいたいと説明した。販社や製造業者等のやり取りの中で発生する、送料及び取扱手数料は設置外中古機の場合と同様に、各地区で決めていただく。
- ② 部品供給の際には、ホールから認定通知書、移動報告書が出ていないと供給されないのので、回胴遊商とも相談し、ホール団体に改めて案内するべきか検討している。
- ③ 細かな運用に関しては、Q&A形式で各地区に送付している。ただしメーカー一個社により運用が若干違うことがあるかもしれないので、その際は、メーカーの判断に従うこと。
- ④ なお、組合員への説明は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、説明会を開催せず、文書等で通知している地区遊商もある。

(3) 管理遊技機について

管理遊技機が11月販売予定なので、それに合わせてQRシステム及び機歴管理システムの改修を行う予定である。QRシステムの開発費用は概算100万円で発注から3ヶ月程度でリリースできるとのこと。

また、機歴管理システムは、概算410万円で発注から5ヶ月程度でリリースできるということ。なお、昨年10月15日の全商協理事会で説明した機歴管理システムで封筒、請求書等を印字する帳票ソフト「print pro」というソフトの新しいバージョンへの更新作業に関して、当初の想定より大幅な修正が必要であることが判明。

10月に説明した際に、追加費用が発生する可能性があることとお話したが、今回の管理遊技機の対応と同時に行なうことで、追加費用を10万円に抑えられるとのことである。それが410万円のうち、10万円の追加費用となってい

る。帳票ソフトの更新作業に関しては、これまでの作業費用として、96万円を一括支払う必要があることを承知願いたい。

まだ管理遊技機の発売までに時間があるので、正式な見積もり及び発注の時期に関しては、日工組の動きを見て判断しようと考えている。

(4) 遊技釘について

パチンコ遊技機を掃除する際や、台が倒れてしまった際に釘が曲がってしまった場合は、現在メーカーに返送し修理しているが、これを組合員販社に所属する取扱主任者が、釘確認シートを用いて補正ができるようにならないか、今後、日工組業務委員会と協議する予定である。

3 社会貢献委員会に関する報告について

- (1) 4月25日開催予定の鎮守の森のプロジェクト植樹祭について、コロナウイルスの関係で開催するかどうかは、来週中に決定される
- (2) パラリンピックに対する寄付(100万円)が本年度で終わるが、来年度から依存症問題に対する寄付が発生するので、これに充当してどうか諮られ、了承された。

4 2020年1月及び2月の会計報告について

1月の収益合計が20,365千円、費用合計が8,940千円、差し引き収支額は+11,425千円(黒字)であったこと。

また、2月の収益合計が19,615千円、費用合計が5,371千円、差し引き収支額は+14,243千円(黒字)となり、累計収支額は49,470千円(黒字)の状況であること等の報告がなされた。

5 当面の諸問題について

(1) 21世紀会の報告について

1月28日に開催された21世紀会において、依存問題に関わる民間団体等への支援の拡充の件に関して審議が行われ、昨年設立されたパチンコパチスロ社会貢献機構に支援することが決議された。全商協からの寄付金については全機連で協議の上決めることにした。

(2) 全機連役員会の報告について

- ① 社会貢献機構の寄付金について、予算額が1,200万円のため、推進機構やRSNの運営経費負担額と同様に、予算額の2分の1の600万円を全機連側で負担し、日工組・日電協・全商協・回胴遊商の4団体は証紙発給による按分、設備関連5団体は総額の1%で割合を計算したいと提案があり承認され、全商協は26.3%の比率となり、1,578,621円を負担することになった。

推進機構と RSN 負担割合についても審議が行われ、推進機構の全商協の負担額は全機連側 1 億 7,500 万円のうち、46,804,724 円の負担となった。また、RSN の負担額は 7,103,794 円となった。

- ② 日遊協より全機連に対して、来期の役員推薦依頼があったが、結論としては、今回の役員の推薦の選出は行わず、日遊協に役員数がどのように決まったのか等の、経緯を確認のちに再度議論をすることになった。

(3) 推進機構の臨時社員総会の報告について

- ① 決議事項として 2019 年度の決算見込みと、2020 年度事業計画(予算)の件が上程され、2019 年度の決算見込みに関しては、総計の費用は 4 億円を下回る予定と説明があった。2020 年度の経費に関しては、人件費で約 900 万円の削減その他約 500 万円削減を行い、また、余剰金 2,000 万円を取り崩し予算に充てるため、社員団体への負担額は、最終的に 3 億 5,000 万円としたいと提案があり異議なく承認された。

これによりメーカー、販社、設備関係の 9 団体で負担する、1 億 7,500 万円分の内訳が提示され、社員団体へ図られ異議無く承認された。全商協の負担額は 46,804,724 円となった。

- ② 遊技機調査に関して、2015 年より行政からの要望により、一般入賞口への入賞を確認するため 5 年間継続してきたが、現在は殆ど入賞しているため、定期的な実施と情報開示を終了することが、推進機構の理事会で承認されたと報告があった。
- ③ 遊技機検査の結果に関して、情報の開示を要望されたため、一部報告があった。検査において異常のあった件数は、店舗数ベースで、2019 年度の第 3 四半期までで 14 件、2018 年度 14 件、2017 年度 107 件、2016 年度 97 件と報告があった。なお、2017 年の規則改正に伴い、認定した台数が 100 万台程度あるため、2018 年度以降は整備不良がなくなり、一時的に台が整理され、件数が激減した。
- ④ 依存防止対策調査について、昨年、各ホールへ承諾書を配布し、今年 1 月より調査を開始しており、調査店舗数は、1 月が立ち入り検査実施店舗 159 店中、依存調査を 123 点、2 月が立入検査実施店舗 247 店中、依存調査を 204 店で実施した。

調査では、18 歳未満立入禁止の表示や、年齢確認の実施項目が 100%になっており、良い数値となっている。また依存防止対策への承諾書は、2 月末時点において、9,643 店舗中、7,177 店舗から承諾書の提出があり、提出率は 74 パーセントになっている。

1 月分と 2 月分の調査については、事実関係のみをまとめて、行政機関、21 世紀会、有識者会議へ提出する。

(4) 遊技機流通制度連絡会の報告について(2月17日開催)

- ① 遊運連より、約270万台と言われる旧規則機が来年1月末に一挙に撤去されないか危惧している。分散して廃棄をしてもらうために、各団体に協力をお願いがあった。
- ② 全商協からは、撤去した遊技機を一時的に保管できるよう、ホールの倉庫にある遊技機を廃棄に回して貰い、事前に倉庫を開けてはどうかと言う意見を出した。
- ③ 警察庁からは、ホールの倉庫に存在する旧規則機の台数や処理能力について調査し、計画を策定すべきではないかとの話があった

(5) 2020年度パチンコパチスロ依存問題フォーラム実行委員会の報告について(2月27日開催)

- ① ポスターとチラシの軽微な修正と最終確認が行われた。また、ポスターとチラシの印刷部数と発送先について、詳細は割愛するが、関係13団体への発送は最高で50部となるため、全商協においても、50部の発送をお願いしてある。届き次第、昨年と同様に各地区遊商へ5部ずつ発送するので、事務局へ掲示して欲しい。
- ② 制作費用について、すべて税込みで、印刷費用の概算が約44万円、発送費用が約184万円、デザイン費用が約33万円、合計で約261万円を予定している。前年と比較すると130万円削減となり、削減した約130万円は、依存問題フォーラム告知のための駅貼り費用に充てることとした。
- ③ 依存問題フォーラムの申し込みについて、安心娯楽宣言のホームページに「申込受付専用フォーム」を設け、3月12日から申し込みを開始する。なお、ポスターについても、3月11日からホームページよりダウンロードが可能となる。

(6) 登録資格審査委員会報告について(3月3日開催)

- ① 新規登録申請業者は、日電協関係の2業者により申請があり、承認された。全商協関係42業者、回胴遊商関係47業者、日工組4業者、日電協関係3業者の合計96業者により更新申請があり、販売実績を達成している業者は承認された。全商協関係2業者が販売実績300台に達していなかったため、理由書の説明により1年間の猶予期間が認められた。
- ② 日電協より「新流通制度の受託業者の処分として、現場に赴かず、設置確認書の偽造を行ったと言うことで、(株)横浜三ツ矢商事に令和元年12月23日から90日間、(有)まつとみに令和元年8月2日から30日間の停止処分を行ったが、12月に再調査を行ったところ、両社の社員の問題だけではなく、会社ぐるみの問題として、より厳しい処分をするべきではないかと日電協内で意見が上がったので、登録資格審査委員会で協議していただきたい。」との提

案があった。

日遊協から、「日遊協でも両社の関係者を呼び出しLINE等の確認で取扱主任者同士のやりとりは判明したが、会社の関与があると言う確証までは得られないこと。ただし、(株)横浜三ツ矢商事は過去に5件の違反がある会社である。」と報告があった。

全商協から、「東遊商でも、(株)横浜三ツ矢商事に対し10数回の調査を行い、90日間の組合員の資格停止処分を行ったことを各団体に通知している。事実関係に基づいて調査し、個人のやり取りまで確認できたが、会社の関与までは判明しなかった。今回の処分を行っているので、次に違反した際は、より厳しい処分になるだろう。」と発言があった。

本件に関しては、会社が関与したと言う確たる証拠が、新たな調査でも判明しなかったため、日遊協としての販社登録の資格停止処分は90日間と言う結論になった。

林会長より、全商協のスタンスとして、組合員が行なう新流通委託業務における設置確認についても、中古流通と同様に何時、誰が点検確認したかが分かるよう、不正が出来ないシステムの構築が必要であるとの意見が有り、今後、その方向性で機械流通委員会において検討して行くものとした。

(7) 組合運営に関わる課題や懸案事項問題点等に関する意見交換について

1月17日に第1回目の意見交換会を行ったが、その中で組合員が新規に加入する場合や、代表者が変更になる場合、組合員の資格を譲渡する場合に、ホールの資本等が入った者の加入をどのようにして防御するか意見交換を行った。

この件に関して、各地区遊商において最も懸念すべき内容で、その対応に苦慮しているとの意見があり、まずは全商協から各地区遊商に向けて新規に加入する場合や、代表者が変更になる場合などに、ホールの資本が入っていた際には、加入を拒否する条項や規定が各地区遊商に設けられているかどうか、〇×でのアンケート実施することとした。

そのアンケートが取り纏まりしだい、第2回目の意見交換会を行い、各地区遊商から詳細な説明をお願いすることとした。

(8) テレビ会議システム・全商協サーバー入れ替えについて

テレビ会議システムを導入後8年が経過し、すでに再リース契約となっている全商協のテレビ会議をサーバーが、今年の12月で保守サポート契約が満了となり、そのためその補償等が発生した場合には、部品交換や修理ができなくなるので、保守契約終了前(9月までに)、機器の入れ替えを行うことが諮られ、了承された。

(9) 6 団体代表者会議報告について (2/12、2/28、3/9)

- ① リサイクルのワーキングを立ち上げたかったが、コロナの影響で行なえず。
- ② パチンコをカジノと一線を画すため、より低価打ち出したい。ホールだけでなく機械づくりにも協力して欲しい。
- ③ コロナに対して、ホールは今のところ、従業員の感染予防とホール環境及び機械の消毒等に努める。特措法がだされた場合、営業時間の短縮、輪番開店の話もある。

(10) 次回の組織委員会と定例理事会の日程について

次回は、4月8日(水)15時から組織委員会、16時から理事会(TV)を開催するものとした。

第3号議案 リサイクル施設視察に関する件<報告事項>

事務局堤次長より、次のとおり報告がなされた。

1 視察日時・場所

| 項目 | 詳細 |
|------|---|
| 視察日時 | 令和2年3月5日(木)午前10時 |
| 視察場所 | (有)エム・アール・アイ・ジャパン リサイクルセンター 青森市大字鶴ヶ坂字田川 139-47 ☎017-763-3344 |

2 視察者

<<東北遊商>>

永山機械流通委員長、山内機械流通副委員長、桜井委員、兒玉委員、大久保委員、最上委員、柳(廣村商事)委員、柳(ニース)委員、堤事務局次長

<<回胴遊商東北支部>>

佐々木常務理事、渡部リサイクル環境委員、杉本リサイクル環境委員

3 対応者

(有)エム・アール・アイ・ジャパン 部長 小山内 巧

4 ヒアリング事項等

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|----------|--|
| 1 | 平均保管台数 | 8,000 台 |
| 2 | 月間処理台数 | 1,000 台から 1,500 台を処理している。 今は落ち着いているが、撤去問題があり今後増えてくるとされる。すでに関東においては物流が増えている。 |
| 3 | 人員数 | 12~13 名。自社で全て解体選別しているため、人件費の負担が掛かっている。 |
| 4 | 解体はどこまで | ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機の全てを自社で解体している。 |
| 5 | プラスチック類は | 最終処分場における処理金額が高額になった。輸出の制限が変更になり、プラスチック類は色付きが不可となり、無色もしくは白色となりメッキ付きも不可となった。 |
| 6 | ガラスの処理は | 現在は安い素材になった。今のガラスはビニールが入っているのもあるため苦慮しており、枠から外すことにも苦勞する。 |
| 7 | 鉄類は | 鉄の単価が、ピーク時より 1/3 に下落している。 |
| 8 | 金はどこへ | 基板に金が入っているが含量は減った。 |
| 9 | 買取りについて | 今までは有価物(1 台)として支払っていたが、現在は逆にいただいている。 |
| 10 | 重い遊技機 | リサイクル協会において、重い遊技機についてはこれからメーカーに値上げの交渉をする予定である。 |
| 11 | 再使用について | マテリアルリサイクルに基づいている。一部遊技機メーカーへリサイクルセンサーを有価で買い取っていただいている。 |

| | | |
|----|--------------|---|
| 12 | コロナウイルスによる影響 | 今般の新型コロナウイルス感染症により、メーカーが中国へ製造をお願いしている物が入ってこないことによる、メーカーからの部品提供の依頼は今のところは無い。 |
| 13 | 管理遊技機の流 | 市場に出た際には、物量は確実に減る。 |

第4号議案 献血活動強化運動に関する件<報告事項>

杉本委員長より、献血活動強化期間中（1/15～3/15）、新型コロナウイルス感染が広がる中、21名の方が参加され、そのうち20名の方に献血の協力をいただいたこと。及び協力いただいた販社に粗品を送ったことが報告された。

第5号議案 児童養護施設に対する寄付金に関する件<報告事項>

杉本委員長より、下表の内容の報告がなされた。

平成31年度（令和2年3月実施）・児童養護施設寄付金贈呈実施結果表

| 山形県 | 令和2年3月5日(木) 13:30頃 | | 贈呈者等 | 贈呈日時 | 令和2年3月9日(月) 11:00頃 | | 贈呈者等 |
|---------|---------------------|---------------------------|------|------------------------------|---------------------|---------|--------|
| | 贈呈場所 | 被贈呈者 | | | 贈呈場所 | 被贈呈者 | |
| | 新庄市「双葉荘」 | 山形県児童養護施設協会会長(双葉荘長) 菅井聡 | | 横手市「県南愛児園」 | 県南愛児園園長 谷口太郎 | | |
| | 新庄市大字萩野字横根山80-1 | 〒999-5102 新庄市大字萩野字横根山80-1 | | 横手市横山町1-1 | 〒013-0044 横手市横山町1-1 | | |
| | 双葉荘荘長 菅井聡 or 中嶋(女性) | | | 県南愛児園園長 谷口太郎 | | | |
| | 0233-25-2018 | | | 0182-32-6065 Fax0182-32-4678 | | | |
| | 東北遊商寄付額 | 中部遊商寄付額 | | 東北遊商寄付額 | 中部遊商寄付額 | | |
| ① 寒河江学園 | 100,000 | | 木橋委員 | 100,000 | | | 柏大副委員長 |
| ② 山形学園 | 100,000 | | 滝澤委員 | 100,000 | | | 大久保委員 |
| ③ 双葉荘 | 100,000 | 300,000 | | みその天使園 | 100,000 | 300,000 | |
| ④ 聖望館 | 100,000 | | | ④ 福清学園 | 100,000 | | |
| ⑤ 七沢恩恩園 | 100,000 | | | | | | |
| 計(5施設) | 500,000 | 300,000 | | 計(4施設) | 400,000 | 300,000 | |

| 青森県 | 令和2年3月11日(水) 11:00頃 | | 贈呈者等 | 贈呈日時 | 令和2年3月12日(木) 13:30頃 | | 贈呈者等 |
|--------------|---------------------|----------------------------|-------|--|--------------------------|---------|----------|
| | 贈呈場所 | 被贈呈者 | | | 贈呈場所 | 被贈呈者 | |
| | 青森市「産聖母園」 | 青森県児童養護施設協会会長(美光園長) 後藤辰也 | | 福島市「アイリス学園」 園長 市川誠子 | 福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会長 伊藤信彦 | | |
| | 青森市奥野3-7-1 | 〒039-2520 青森県上北郡七戸町上町野82-1 | | 福島市在庭坂字志津山6-3(024-591-2105) | | | |
| | 0176-62-3078 | | | 社会福祉協議会 岩手県支部 024-573-8200 Fax024-573-8201 | | | |
| | 東北遊商寄付額 | 中部遊商寄付額 | | 〒960-8141 福島市蔵利字七社宮111 | | | |
| ① 産聖母園 | 100,000 | | 山内理事 | ① 堀川愛生園 | 100,000 | | 高橋理事長 |
| ② 美光園 | 100,000 | | 大久保委員 | ② 白河学園 | 100,000 | | 杉本委員長 |
| ③ 幸樹園 | 100,000 | 300,000 | | ③ 青葉学園 | 100,000 | | 岩戸委員 |
| ④ あけぼの学園 | 100,000 | | | ④ 会津児童園 | 100,000 | 300,000 | |
| ⑤ 八戸市社会福祉事業部 | 100,000 | | | ⑤ アイリス学園 | 100,000 | | (中部遊商) |
| ⑥ 弘前愛成園 | 100,000 | | | ⑥ 福島愛学園 | 100,000 | | 林理事長 |
| 計(6施設) | 600,000 | 300,000 | | ⑦ いわき育英会 | 100,000 | | 山名筆頭副理事長 |
| | | | | ⑧ 森の風学園 | 100,000 | | |
| | | | | 計(8施設) | 800,000 | 300,000 | |

| 岩手県 | 令和2年3月12日(木) 13:00頃 | | 贈呈者等 | 贈呈日時 | 令和2年3月12日(木) 16:00頃 | | 贈呈者等 |
|--------|---------------------|--------------------|--------|------------------------|---------------------|---------|----------|
| | 贈呈場所 | 被贈呈者 | | | 贈呈場所 | 被贈呈者 | |
| | 一関市「ふじの園」 | 岩手県児童養護施設協議会会長 佐藤孝 | | 仙台市「丘の家子どもホーム」 | 丘の家子どもホーム園長 鈴木重良 | | |
| | 一関市山日字館2-5 | | | 仙台市青葉区小松島7-1 | | | |
| | | | | 仙台市青葉区小松島7-1 | | | |
| | | | | 仙台市青葉区小松島7-1 | | | |
| | | | | 〒981-0905 仙台市青葉区小松島7-1 | | | |
| | 東北遊商寄付額 | 中部遊商寄付額 | | 東北遊商寄付額 | 中部遊商寄付額 | | |
| ① 柳光学園 | 100,000 | | 柏本副委員長 | ① 仙台大使園 | 100,000 | | 高橋理事長 |
| ② 大洋学園 | 100,000 | | 伊藤委員 | ② 小百合園 | 100,000 | | 杉本委員長 |
| ③ 青葉荘 | 100,000 | 300,000 | | ③ シ・サークル・ホーム | 100,000 | 300,000 | 中嶋委員 |
| ④ 和光学園 | 100,000 | | | ④ 丘の家子どもホーム | 100,000 | | (中部遊商) |
| ⑤ ふじの園 | 100,000 | | | ⑤ 気仙沼旭が丘学園 | 100,000 | | 林理事長 |
| ⑥ 柳光学園 | 100,000 | | | | | | 山名筆頭副理事長 |
| 計(6施設) | 600,000 | 300,000 | | ※ほくとう通信取材依頼 | 500,000 | 300,000 | |

| | |
|--------------|-----------|
| 東北遊商合計(34施設) | 3,400,000 |
| 中部遊商合計(34施設) | 1,800,000 |

第6号議案 警察関係公益法人に対する寄付金に関する件<報告事項>

事務局より、次のとおり報告がなされた。

1 日 時 令和2年3月19日(木) 午前11時00分から

- 2 場 所 東北遊技機商業協同組合「会議室」
- 3 寄付金 一団体 10万円 合計 30万円
- 4 贈呈先団体
 - (1) 公益社団法人「宮城県防犯協会連合会」会 長 姉齒 和郎
 - (2) 公益財団法人「宮城県暴力団追放推進センター」理事長 檜山 公夫
 - (3) 公益社団法人「みやぎ被害者支援センター」理事長 三輪 佳久
- 5 陪席者 高橋理事長、柳副理事長、桜井副理事長、杉本専務理事
門田監事、伊藤理事
- 6 その他 贈呈式終了後、組合執行部との懇談を実施

第7号議案 社会貢献委員会・令和2年度予算案に関する件〈審議事項〉

事務局より、社会貢献委員会・令和2年度予算について、下表のとおり上程され、異議無く承認された。

| No. | 実施年月 | 名 称 | 所要額 |
|-----|-----------------------|----------------------------|-----------|
| 1 | | 鎮守の森プロジェクト活動費～未定 | 100,000 |
| 2 | 令和2年9月 | 「広瀬川1万人プロジェクト」清掃活動（回胴遊商合同） | 300,000 |
| 3 | 令和3年1月 | 献血活動強化月間の実施 | 0 |
| 4 | 令和3年3月 | 児童養護施設寄付金（34施設） | 3,400,000 |
| | | 青森県（6施設） | (600,000) |
| | | 秋田県（4施設） | (400,000) |
| | | 岩手県（6施設） | (600,000) |
| | | 宮城県（5施設） | (500,000) |
| | | 山形県（5施設） | (500,000) |
| | | 福島県（8施設） | (800,000) |
| 5 | 令和2年4月 ～ 令和3年3月 | 公益法人協賛金等（12法人） | 580,000 |
| | | 青森県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 青森県暴力団追放推進センター | (40,000) |
| | | 岩手県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 岩手県暴力団追放推進センター | (40,000) |
| | | 宮城県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 宮城県暴力団追放推進センター | (50,000) |
| | | 秋田県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 秋田県暴力団壊滅県民会議 | (50,000) |
| | | 山形県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 山形県暴力団追放推進センター | (50,000) |
| | | 福島県防犯協会連合会 | (50,000) |
| | | 福島県暴力団追放推進センター | (50,000) |
| 6 | 令和3年3月 | 公益法人寄付金（3法人） | 300,000 |
| | | 宮城県防犯協会連合会 | (100,000) |
| | | 宮城県暴力団追放推進センター | (100,000) |
| | | 宮城県犯罪被害者支援センター | (100,000) |
| 7 | | 予備費（献血記念品、オレンジリボン、植樹祭他に充当） | 220,000 |
| | | 合 計 | 4,900,000 |

第8号議案 機械流通委員会・令和2年度予算案に関する件〈審議事項〉

事務局より、機械流通委員会・令和2年度予算について、下表のとおり上程され、異議無く承認された。

| No. | 実施年月 | 名 称 | 予算計画額 |
|-----|------------------|--------------------------------|-------------|
| 1 | 毎月 | 新規取扱主任者講習会 | 0 |
| 2 | 令和2年6月 | 中古遊技機取扱に関する誓約書等の提出(6月中旬～7月31日) | 0 |
| 3 | 令和2年6月 | 廃棄遊技機の処理台数調査(6月中旬～7月31日) | 0 |
| 4 | 令和2年9月 7日～11日 | 令和2年度取扱主任者「更新時」講習会（約70名） | 2,350,000 |
| | | 研修講師及び試験官派遣(尚ジャパン・セキュリティサービス) | (2,000,000) |
| | | 試験会場費 青森会場 アップルパレス青森 | (350,000) |
| | | 〃 岩手会場 ブライトイン盛岡 | |
| | | 〃 福島会場 郡山ビューホテル | |
| | | 〃 仙台会場 東北遊商事務局 | |
| 5 | - | 予備費（講習会及び説明会会場費等） | 150,000 |
| | | 合 計 | 2,500,000 |

第9号議案 部会活動事業計画書に関する件<審議事項>

- 1 桜井機械部会長より、部会活動業界情報誌への掲載費として、231,000円の活動助成金が上程され、異議なく承認された。
- 2 伊藤商社部会長より、移動部会経費として、444,390円の活動助成金が上程され、異議なく承認された。

第10号議案 令和2年度・賦課金（組合費）に関する件<審議事項>

令和2年度の賦課金（組合費）について審議が行われ、月額15,000円とし予算編成し、通常総会に諮るものとした。

第11号議案 書類発行手数料値引き率に関する件<審議事項>

書類発行手数料値引き率について審議した結果、令和2年4月1日から当分の間、値引き率を20%とすることが承認された。

第12号議案 会社の分割・合併に伴う組合員資格に関する件<審議事項>

本件は、商社部会・三栄実業㈱が経営統合に伴う会社の分割・合併（同一所在、同一代表者）により、持分の譲渡を行うものである。

同件については、平成31年4月18日開催、平成31年度・第1回臨時理事会において事前審議され、推薦人及び推薦人の保証金、本人の保証金は免除することが承認され、その条件として、①当該会社社長本人が合併会社の代表者として3年間在職すること。及び②3年以内に代表者変更があった場合は、推薦人及び推薦人の保証金、本人の保証金の免除が適用外になる旨の誓約書を提出することが付帯決議された経緯となっている。

今般、持分譲渡承認願と②③の誓約書が提出され、付帯条件を満たしていることから、本件持分譲渡は異議なく承認された。

第13号議案 その他

1 フェイム誌面広告掲載年間契約及び購読について<審議事項>

ほくとう通信社代表友道氏より、フェイム誌の広告掲載年間契約額及び購読料月額について説明があり、広告掲載年間契約額312万円（税別）と付帯条件特約として交通費を1取材につき一律1万円（税込）、及び購読料（71冊分）月額6万円（税別）が異議なく承認された。

2 令和2年ゴールデンウィークの休業日程について<審議事項>

令和2年ゴールデンウィークの組合事務局の休業日は、暦どおりとすることとした。

3 事務局職員の新規採用について〈報告事項〉

永山常務理事より、当組合で2年10か月勤務実績のある、庄司沙知派遣社員を、本年3月1日付で組合職員に採用したことの報告がなされた。

4 顧問の継続雇用について〈審議事項〉

顧問の令和2年度の継続雇用について、異議なく承認された。(局長の継続雇用については、昨年10月第4回臨時理事会で承認済み)

5 次回理事会の開催日程について〈審議事項〉

次回理事会を4月22日(水)午後2時00分から、また、五役会を同日午後12時30分から開催するものとした。

6 令和2年度・通常総会開催について〈審議事項〉

新型コロナウイルス感染が広がり、全国的に各種イベント等が中止や延期になっているため、本年5月開催予定の令和2年度通常総会開催について検討が行われ、現時点においては、開催日時・場所は予定どおり(5月29日「水戸屋」)とし、どのような形(通常どおり、或いは宴会中止等)で行うかは、今後の情勢を見て決めることとした。

7 事務局職員の期末賞与と定期昇給について〈審議事項〉

事務局職員の期末賞与は支給するものとした。定期昇給についても、次長以下を定期昇給するものとした。

以上をもって、午後5時15分、理事会を終了した。